特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	介護保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
本町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク対策を把握し、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
阿見町長

公表日
令和8年3月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき介護保険業務を.実施している。 ①住民票に基づく被保険者の異動等や年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。 ②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し、保険料を賦課している。 ③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し、要支援・要介護認定をしている。 ④世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し、自己負担を決定している。ま、給付された実績の管理をしている。 ⑤決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。 ⑥普通徴収者に対して納付方法の選択（窓口，口座，コンビニ）ができるように環境整備をしている。 ⑦納付データの消込処理を行い、未納状況を管理するとともに、徴収した保険料に過誤納金が生じた場合、被保険者または相続人等に還付している。 ⑧未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等の滞納業務を行っている。 ⑨第1号事業において、利用者負担額に、当該利用者に係る介護保険法第61条第1項に定める介護予防サービス利用者負担額から高額介護予防サービス費を控除した額とを合算した額が、介護保険法施行令第29条の2の2に定める額を超えるときは、当該利用者に対し、当該超えた額を支給している。 ⑩要介護被保険者において、介護保険法第51条第1項に定める介護サービス利用者負担額が介護保険法施行令第22条の2の2に定める額を超えるときは、超えた額を当該利用者に対し、高額サービス費として支給している。
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、年金集約システム、中間サーバー、バックアップシステム

2. 特定個人情報ファイル名
1.介護資格ファイル　2.介護保険料ファイル　3.特別徴収ファイル　4.介護認定ファイル　5.介護補足給付ファイル　6.介護負担区分ファイル　7.給付実績ファイル　8.収納情報ファイル　9.滞納情報ファイル　10.口座情報ファイル　11.宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　第100項 番号法別表第一の主務省庁で定める事務を定める命令（内閣府・総務省令第5号）第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号　別表（第100項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部高齢福祉課
②所属長の役職名	高齢福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号　029-888-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部高齢福祉課　茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号　029-888-1111

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した

適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号が不要な業務については、個人番号を書類に記載してもらわないようにしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月5日	4-② 法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二(第93,94項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号)第46,47条 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二(第1.2.3.4.6.26.30.33.39.42.56の2.58.61.62.80.87.90.94.117項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号)第2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二(第93,94項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号)第46条, 47条 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二(第1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,117項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条	事後	
令和6年5月27日	4-② 法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二(第93,94項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号)第46条, 47条 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二(第1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,117項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表(第100項) 番号法別表第一の主務省庁で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第50条 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表(第100項) 番号法別表第一の主務省庁で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第50条	事後	
令和7年3月21日	1-② 事務の概要	介護保険法に基づき介護保険業務を.実施している。 ①住民票に基づく被保険者の異動等や年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。 ②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し、保険料を賦課している。 ③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し、要支援・要介護認定をしている。 ④世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し、自己負担を決定している。ま、給付された実績の管理をしている。 ⑤決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。 ⑥普通徴収者に対して納付方法の選択(窓口, 口座, コンビニ)ができるように環境整備をしている。 ⑦納付データの消込処理を行い、未納状況を管理している。 ⑧未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等の滞納業務を行っている。	介護保険法に基づき介護保険業務を.実施している。 ①住民票に基づく被保険者の異動等や年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。 ②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し、保険料を賦課している。 ③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し、要支援・要介護認定をしている。 ④世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し、自己負担を決定している。ま、給付された実績の管理をしている。 ⑤決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。 ⑥普通徴収者に対して納付方法の選択(窓口, 口座, コンビニ)ができるように環境整備をしている。 ⑦納付データの消込処理を行い、未納状況を管理するとともに、徴収した保険料に過誤納金が生じた場合、被保険者または相続人等に還付している。 ⑧未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等の滞納業務を行っている。	事後	
令和8年3月6日	1-② 事務の概要	介護保険法に基づき介護保険業務を.実施している。 ①住民票に基づく被保険者の異動等や年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。 ②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し、保険料を賦課している。 ③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し、要支援・要介護認定をしている。 ④世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し、自己負担を決定している。また、給付された実績の管理をしている。 ⑤決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。 ⑥普通徴収者に対して納付方法の選択(窓口, 口座, コンビニ)ができるように環境整備をしている。 ⑦納付データの消込処理を行い、未納状況を管理するとともに、徴収した保険料に過誤納金が生じた場合、被保険者または相続人等に還付している。 ⑧未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等の滞納業務を行っている。	介護保険法に基づき介護保険業務を.実施している。 ①住民票に基づく被保険者の異動等や年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。 ②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し、保険料を賦課している。 ③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し、要支援・要介護認定をしている。 ④世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し、自己負担を決定している。また、給付された実績の管理をしている。 ⑤決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。 ⑥普通徴収者に対して納付方法の選択(窓口, 口座, コンビニ)ができるように環境整備をしている。 ⑦納付データの消込処理を行い、未納状況を管理するとともに、徴収した保険料に過誤納金が生じた場合、被保険者または相続人等に還付している。 ⑧未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等の滞納業務を行っている。 ⑨第1号事業において、利用者負担額に、当該利用者に係る介護保険法第61条第1項に定める介護予防サービス利用者負担額から高額介護予防サービス費を控除した額とを合算した額が、介護保険法施行令第29条の2の2に定める額を超えるときは、当該利用者に対し、当該超えた額を支給している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月18日	1-②　事務の概要	介護保険法に基づき介護保険業務を.実施している。 ①住民票に基づく被保険者の異動等や年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。 ②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し、保険料を賦課している。 ③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し、要支援・要介護認定をしている。 ④世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し、自己負担を決定している。また、給付された実績の管理をしている。 ⑤決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。 ⑥普通徴収者に対して納付方法の選択（窓口，口座，コンビニ）ができるように環境整備をしている。 ⑦納付データの消込処理を行い、未納状況を管理するとともに、徴収した保険料に過誤納金が生じた場合、被保険者または相続人等に還付している。 ⑧未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等の滞納業務を行っている。 ⑨第1号事業において、利用者負担額に、当該利用者に係る介護保険法第61条第1項に定める介護予防サービス利用者負担額から高額介護予防サービス費を控除した額とを合算した額が、介護保険法施行令第29条の2の2に定める額を超えるときは、当該利用者に対し、当該超えた額を支給している。	介護保険法に基づき介護保険業務を.実施している。 ①住民票に基づく被保険者の異動等や年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。 ②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し、保険料を賦課している。 ③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し、要支援・要介護認定をしている。 ④世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し、自己負担を決定している。また、給付された実績の管理をしている。 ⑤決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。 ⑥普通徴収者に対して納付方法の選択（窓口，口座，コンビニ）ができるように環境整備をしている。 ⑦納付データの消込処理を行い、未納状況を管理するとともに、徴収した保険料に過誤納金が生じた場合、被保険者または相続人等に還付している。 ⑧未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等の滞納業務を行っている。 ⑨第1号事業において、利用者負担額に、当該利用者に係る介護保険法第61条第1項に定める介護予防サービス利用者負担額から高額介護予防サービス費を控除した額とを合算した額が、介護保険法施行令第29条の2の2に定める額を超えるときは、当該利用者に対し、当該超えた額を支給している。 ⑩要介護被保険者において、介護保険法第51条第1項に定める介護サービス利用者負担額が介護保険法施行令第22条の2の2に定める額を超えるときは、超えた額を当該利用者に対し、高額サービス費として支給している。	事後	